

川崎市上下水道事業経営審議委員会公募委員選考委員会設置要綱

(平成22年7月28日22川上経第221号)

(目的及び設置)

第1条 川崎市上下水道事業経営審議委員会の公募による委員の選考を行うため、川崎市上下水道事業経営審議委員会公募委員選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は上下水道事業管理者、委員は担当理事、経営戦略・危機管理室長、総務部長、総務部担当部長（財務担当）、サービス推進部長、水道部長、水管理センター所長、下水道部長、下水道部担当部長（下水道施設担当）、経営戦略・危機管理室の経営戦略・企画調整担当の担当課長及び庶務課長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、経営戦略・危機管理室において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、

委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年7月28日から施行する。

(川崎市水道事業経営問題協議会公募委員選考委員会要綱の廃止)

2 川崎市水道事業経営問題協議会公募委員選考委員会要綱（平成12年3月

23日11川水総調第80号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。